

第30回石岡市農業委員会総会会議録

- 1 開催年月日 令和5年11月10日(金)
- 2 開催場所 石岡市役所八郷総合支所 1階 会議室
- 3 出席委員 2番 飯村伸一 3番 三輪正 4番 高橋浩
5番 萩原重信 7番 磯部進 8番 田上光男
9番 高野濟 10番 山口和明 11番 栗原茂
12番 花和清治 13番 高橋憲治 14番 小松與平
- 4 欠席委員 1番 前島慎也 6番 池田徹
- 5 事務局 理事兼事務局長 額賀均 課長 原田和宣
係長 吉田祐 主任 鈴木直行
- 6 審議議案
議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 7 会議の顛末

開 会 午後2時00分

議長) 只今より、第30回石岡市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は12名ですので、石岡市農業委員会会議規則第6条の規定を満たしておりますので、総会は成立いたします。次に、会議録署名委員の指名ですが、会議規則第14条第2項の規定により、会議録署名委員には、8番、田上光男委員。9番、高野濟委員の2名にお願いします。審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項

について議事に参与することができませんので、審議の際は退席をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について、を議題といたします。なお、本議案において、農地の贈与、交換、農地中間管理機構の特例事業の権利の移転については、現地調査を省略しておりますので、委員の報告はありませんので、ご承知おき願います。それでは、事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 1番については、現地調査を省略している案件です。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、許可することに決定いたします。続いて、2番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号2番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者2名で約141アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後に栗を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、2番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 田上委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号3番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者2名で約29アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後

も引き続き水稲や野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、3番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 田上委員の報告が終わりました。審議願います。3番について意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号4番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者2名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、4番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号5番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者2名で約71アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っていませんが、所有権移転後にリンゴやミカン等を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、5番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、5番については、許可することに決定いたします。続いて、6番の案件につきましては、磯部委員に関する案件ですので、審議に入る前に、磯部委員は退室願います。

《 磯部委員退室 》

議長) 6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号6番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者3名で約19ヘクタールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き水稲を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、6番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高野委員の報告が終わりました。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、6番については、許可することに決定いたします。

《 磯部委員入室 》

議長) 続いて、7番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号7番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者2名で約10アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き水稲を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、7番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願

います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、7番については、許可することに決定いたします。8番、9番は、関連する案件ですので一括審議となります。担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号8番および9番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者1名で約786アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、8番および9番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。8番、9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、8番および9番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、8番および9番については、許可することに決定いたします。続いて、10番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号10番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者2名で約198アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、10番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高野委員の報告が終わりました。審議願います。10番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、10番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、10番については、許可することに決定いたします。続いて、11番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号11番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者2名で約219アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後に柿を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、11番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 田上委員の報告が終わりました。審議願います。11番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、11番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、11番については、許可することに決定いたします。続いて、12番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号12番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者2名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後にぶどうを作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、12番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋浩委員の報告が終わりました。審議願います。12番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、12番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、12番については、許可することに決定いたします。続いて、13番ないし34番は、関連する案件ですので一括審議となります。担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号13番ないし34番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業

従事者3名で約292アールを経営している農地所有適格法人です。申請地を確認したところ、耕作を行っていませんが、所有権移転後にジャガイモを作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、13番ないし34番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員の皆様のご審議をお願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。13番ないし34番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、13番ないし34番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、13番ないし34番については、許可することに決定いたします。続いて、35番については、議案第2号12番と関連する事項のため、第2号議案において、一括審議となります。只今の、議案第1号35件の申請うち、35番を除く34件を許可するものと決定いたしました。次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、を議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって1番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高野委員の報告が終わりました。審議願います。1番について意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって2番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 高野委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号3番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって3番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、借家住まいをされておりますが、手狭なため、自己住宅を建築したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理。汚水・雑排水は、公共下水道に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号5番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電等再生可能エネルギーによる電力需要の拡大に対応するため、転用申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって5番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋浩委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、5番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号6番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電等再生可能エネルギーによる電力需要の拡大に対応するため、転用申請されたものです。雨水は、

敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって6番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、6番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、7番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号7番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電等再生可能エネルギーによる電力需要の拡大に対応するため、転用申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって7番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 高橋浩委員の報告が終わりました。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、7番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、8番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号8番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電等再生可能エネルギーによる電力需要の拡大に対応するため、転用申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しておりま

す。よって8番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 高橋浩委員の報告が終わりました。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、8番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、9番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号9番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電等再生可能エネルギーによる電力需要の拡大に対応するため、転用申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって9番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、9番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、9番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、10番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号10番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電等再生可能エネルギーによる電力需要の拡大に対応するため、転用申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって10番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。10番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、10番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、10番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、11番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号11番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電等再生可能エネルギーによる電力需要の拡大に対応するため、転用申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって11番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 田上委員の報告が終わりました。審議願います。11番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、11番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、11番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、12番については、議案第1号35号と関連する事項のため、一括審議となります。担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号35番および議案第2号12番について現地調査の結果を報告いたします。申請地は、市の農業振興地域整備計画で農用地区域に指定されている農用地区域内農地です。申請人は、太陽発電事業を営む法人ですが、営農型発電設備を設置したく申請されたものです。転用期間は3年間で、支柱1,228本、太陽光パネル2,400枚を設置する計画です。なお、転用面積は支柱部分のみで、パネルの下でジャガイモを栽培し、農地としての利用を継続する計画です。申請人から提出された営農計画書によると、知見書を有する者の意見として、パネル下の遮光率であれば栽培に影響はないとの意見書が添付されております。パネルの最低地上高も2.3メートル確保されており、作業スペースに問題はないと思われま。今回は、太陽光設置業者と営農者が異なることから、パネル部分に区分地上権を設定しております。雨水は敷地内浸透処理する計画です。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関

する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって、議案第1号35番および議案第2号12番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。審議願います。議案第1号35号及び議案第2号12番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、議案第1号第35号及び議案第2号12番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、議案第1号第35号及び議案第2号12番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。

只今の、議案第1号35番の1件及び議案第2号の12件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。

議長) 次に、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

(※農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に適合する旨を説明)

議長) 議案の説明が終わりました。審議願います。議案第3号について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、議案第3号、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、報告第1号、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第2号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明を願います。

事務局) **事務局説明**

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より説明を願います。

事務局) **事務局説明**

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明を願います。

事務局) **事務局説明**

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。以上で本日付議されました議案および報告については、すべて終了いたしました。これもちまして、第30回石岡市農業委員会を閉会いたします。

午後2時50分 閉 会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和5年11月10日

議事録署名人

議 長

8 番

9 番